

かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

令和2年10月1日

▶ TOPIC 働き方改革推進支援助成金の受付終了間近！！

勤務間インターバル制度を導入または労働時間短縮や有給取得促進を図る為の新しい制度を導入しながら生産性向上に寄与する機械・設備・ソフト等を購入する場合にその購入費用の3/4または4/5(上限100万円程度)の費用助成を受ける計画受付期日は11月30日までとなっています。大きな買い物をする計画がある場合は、お早めにご準備ください。当方で申請サポートも致します。(※中小企業対象です)

▶ TOPIC 人材確保等支援助成金(働き方改革支援コース)

上記の働き方改革推進支援助成金の計画が受理された会社で雇用計画書を労働局に提出し、その計画とおりに正社員やパートタイマー等を雇い入れた場合に1人あたり60万円(パートは30万円)の助成金が申請できる場合があります。新規雇入れも生産性向上に寄与する買い物も両方ご検討の企業様は是非ご活用ください。この助成金は、上記計画受付期日11月30日までに働き方改革推進支援助成金の計画を提出しなければ活用できませんので、ご注意ください。(※中小企業対象です)

▶ TOPIC キャリアアップ助成金(※大企業の助成額は別設定です)

【正社員化コース】

契約期間の定めのある社員やパートタイマーまたは派遣労働者を正社員に転換する場合に1人あたり57万円<72万円>助成されます。< >は生産性要件をクリアした場合の金額。

【健康診断コース】

週30時間未満のパートタイマー等を対象とする法定外の健康診断制度を新たに導入し延べ4人以上実施した場合に38万円<48万円>助成されます。< >は生産性要件をクリアした場合の金額。

▶ TOPIC 両立支援助成金(中小企業対象)

【出生時両立支援コース】

男性が育児休業を5日以上取得した場合に初回であれば57万円<72万円>助成されます。

育児目的休暇制度(5日以上)の導入でも28.5万円<36万円>助成されます。

【介護離職防止コース】

介護支援プランに基づき介護休業を14日以上取得した場合に次のとおり助成されます。

・休業取得時・28.5万円<36万円>

・職場復帰時・28.5万円<36万円>

また介護両立支援制度を導入し、実際にその制度を利用した場合でも28.5万円<36万円>助成されます。

【育児休業等支援コース】

育児復帰支援プランを作成し、育児休業取得予定者が実際に育児休業を取得し、職場復帰した場合に次のとおり助成されます。

・休業取得時・28.5万円<36万円>

・職場復帰時・28.5万円<36万円>

育児休業取得者の代替要員を確保した場合でも47.5万円<60万円>助成されます。

これらの助成金は就業規則と事前の計画届の届出が必要です。



今回は、最近使えそうなオススメ助成金制度をまとめてご紹介させていただきました。これらの助成金制度は他にもいろいろなコースがあり、すべてをご紹介するのは難しいので使いやすいものをピックアップしました。気になるものがありましたら当方までご質問いただけたらと思います。

